長与町の水道を使用される皆様へ

○長与町の給水契約においては長与町水道給水条例及び長与町水道給水条例施行規程が契約の内容になります。

○検針期間（料金は、原則として申込日の翌月からかかります）

・水道メーター検針期間は毎月９日～１４日で、前月検針日（もしくは給水開始申込日）から当月検針日までに使用された水量を１ヶ月分として、２３日頃に納付書を郵送させていただきます。

・口座引落しを希望される場合は、金融機関窓口にて申込手続きをお願いします。
（原則として申込日の翌月より、口座開始通知書送付後、口座引落しが始まります。
ただし、月末提出の場合は翌々月からになる場合があります。）

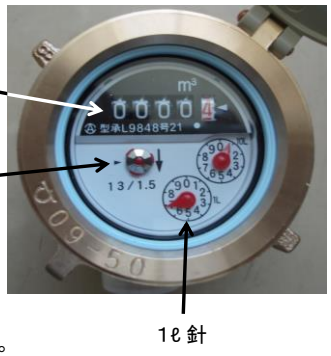

○水道メーターで漏水の有無がわかります。

水道料金がいつもと比べて異常に高いと思われたら、水道の給水栓（蛇口）をすべて閉め、メーター器のパイロット（右図参照）を確認してください。
水を使用していないのにパイロットが回転している場合、漏水の可能性があります。

漏水箇所が不明な場合　⇨　水道局までご連絡ください。後日調査にお伺いします。
※ 調査にかかる費用は無料です
※ 漏水箇所を100%保証するものではございません

漏水箇所がわかる場合　⇨　長与町水道指定給水装置工事事業者（指定業者）で修理をしてください。
※ 修繕にかかる費用はお客様負担となります
※ 賃貸物件の場合は不動産管理者に修繕を依頼してください

漏水箇所修繕により水道料金及び下水道使用料の減免を受けられる場合がありますので、ご相談ください。
ただし**減免を受けるためには、長与町水道指定給水装置工事事業者（指定業者）で修繕いただく必要がありますのでご注意ください。**（指定業者は水道局ホームページでご確認いただくか、または水道局にお問い合わせください。）

○水道料金は納期限内に納めましょう。

水道事業は、水道使用者の皆様からいただいた水道料金で運営を行っております。納付期限を経過した料金未納者に対しては督促状等を送付しており、それでもなお**納付がなされない場合には、長与町水道給水条例第37条の規定に基づき給水停止処分を執行**しております。給水停止処分を受けますと、納付されるまで水道がご利用いただけません。また、水道局の営業時間外にコンビニ等で納付された場合でも、開栓作業は翌営業日となりますのでご注意ください。給水停止処分とならぬ様、納期限内の納付をお願いいたします。

なお、失業等により真に困窮し未納料金の一括納付が困難な場合には、分納誓約書を提出いただくことで分割納付が可能となっております。何かお困りのことがございましたら、お早めにご相談いただきますようお願いします。

○水道の使用をやめるときは（水道の解約）

次のような場合、解約手続きが必要となります。

例）　■長与町から転出するとき　■長与町内で転居するとき　等

◎手続きの方法

長与町水道局 窓口にて手続きいただくか、お電話にてご連絡ください。
なお、水道局ホームページからも手続きができます。

【受付時間】　午前８時４５分～午後５時３０分（平日）
【電話番号】　８８３－１１１１

◎引っ越しの前日までにご連絡ください。

ご連絡の際、次のことをお知らせください。

①ご契約住所
②ご契約者氏名（代理手続きの場合代理者名）
③水道解約日
④緊急連絡先（引っ越し先住所および電話番号）

！注意！

解約手続きがない場合、使用されていなくても基本料金が掛かり続けます！手続き漏れのないよう、ご注意ください。

水道料金及び下水道使用料早見表

（メーター口径が13mmの場合）　　（１０％税込）

使用水量	水道料金	下水道使用料	合　計	使用水量	水道料金	下水道使用料	合　計
0 ㎥	990 円	1,056 円	2,046 円	28 ㎥	5,742 円	4,840 円	10,582 円
1 ㎥	990 円	1,078 円	2,068 円	29 ㎥	6,006 円	5,038 円	11,044 円
2 ㎥	990 円	1,100 円	2,090 円	30 ㎥	6,270 円	5,236 円	11,506 円
3 ㎥	990 円	1,122 円	2,112 円	31 ㎥	6,534 円	5,445 円	11,979 円
4 ㎥	990 円	1,144 円	2,134 円	32 ㎥	6,798 円	5,654 円	12,452 円
5 ㎥	990 円	1,166 円	2,156 円	33 ㎥	7,062 円	5,863 円	12,925 円
6 ㎥	990 円	1,188 円	2,178 円	34 ㎥	7,326 円	6,072 円	13,398 円
7 ㎥	990 円	1,210 円	2,200 円	35 ㎥	7,590 円	6,281 円	13,871 円
8 ㎥	990 円	1,232 円	2,222 円	36 ㎥	7,854 円	6,490 円	14,344 円
9 ㎥	1,210 円	1,254 円	2,464 円	37 ㎥	8,118 円	6,699 円	14,817 円
10 ㎥	1,430 円	1,276 円	2,706 円	38 ㎥	8,382 円	6,908 円	15,290 円
11 ㎥	1,650 円	1,474 円	3,124 円	39 ㎥	8,646 円	7,117 円	15,763 円
12 ㎥	1,870 円	1,672 円	3,542 円	40 ㎥	8,910 円	7,326 円	16,236 円
13 ㎥	2,090 円	1,870 円	3,960 円	41 ㎥	9,174 円	7,535 円	16,709 円
14 ㎥	2,310 円	2,068 円	4,378 円	42 ㎥	9,438 円	7,744 円	17,182 円
15 ㎥	2,530 円	2,266 円	4,796 円	43 ㎥	9,702 円	7,953 円	17,655 円
16 ㎥	2,750 円	2,464 円	5,214 円	44 ㎥	9,966 円	8,162 円	18,128 円
17 ㎥	2,970 円	2,662 円	5,632 円	45 ㎥	10,230 円	8,371 円	18,601 円
18 ㎥	3,190 円	2,860 円	6,050 円	46 ㎥	10,494 円	8,580 円	19,074 円
19 ㎥	3,410 円	3,058 円	6,468 円	47 ㎥	10,758 円	8,789 円	19,547 円
20 ㎥	3,630 円	3,256 円	6,886 円	48 ㎥	11,022 円	8,998 円	20,020 円
21 ㎥	3,894 円	3,454 円	7,348 円	49 ㎥	11,286 円	9,207 円	20,493 円
22 ㎥	4,158 円	3,652 円	7,810 円	50 ㎥	11,550 円	9,416 円	20,966 円
23 ㎥	4,422 円	3,850 円	8,272 円	60 ㎥	14,630 円	12,826 円	27,456 円
24 ㎥	4,686 円	4,048 円	8,734 円	70 ㎥	17,710 円	16,236 円	33,946 円
25 ㎥	4,950 円	4,246 円	9,196 円	80 ㎥	20,790 円	19,646 円	40,436 円
26 ㎥	5,214 円	4,444 円	9,658 円	90 ㎥	23,870 円	23,056 円	46,926 円
27 ㎥	5,478 円	4,642 円	10,120 円	100 ㎥	26,950 円	26,466 円	53,416 円

水道料金（１０％税込）

口径種別	基本料金		超過料金（1㎥につき）						
	水量	金額	9～20㎥	21～30㎥	31～50㎥	51～70㎥	71～100㎥	101～300㎥	301㎥以上
13mm	8㎥	990円	220円	264円	264円	308円	308円	352円	396円
20mm	8㎥	1,320円	220円	264円	264円	308円	308円	352円	396円
25mm	30㎥	6,930円			264円	308円	308円	352円	396円
30mm	50㎥	12,430円				308円	308円	352円	396円
40mm	70㎥	20,350円					308円	352円	396円
50mm	100㎥	31,460円						352円	396円
75mm	300㎥	104,500円							396円

＜計算例＞　～メーター口径が13mmで使用水量が33㎥のとき～
990円＋（220円×12㎥）＋（264円×13㎥）＝7，062円

下水道使用料

種別＼区分		汚水量	金額（税抜）
一般汚水	基本使用料	―	960円
	従量使用料（1㎥につき）	1～10㎥	20円
		11～30㎥	180円
		31～50㎥	190円
		51～100㎥	310円
		101㎥以上	370円

＜計算例＞
～使用水量が33㎥のとき～
{960円＋（20円×10㎥）＋
（180円×20㎥）＋（190円×3㎥）}×1.1＝5,863円
（消費税）

★お問い合わせ★

長与町水道局 上下水道課
883－1111

営業時間
平日（8:45～17:30）
※ 年末年始（12/29～1/3）を除く

○営業時間外で緊急の場合は・・・
長与町浄水場　883－1012